



制度・業務

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の受付を開始します。対象者（支給停止中の方も含む）には通知を送付していますので、期間内に必ずご提出ください。

受付開始日 児童扶養手当 8/3(月)～
特別児童扶養手当 8/12(水)～

児童扶養手当

父母の離婚や死亡、障がいなどにより、父または母と生計を同じくしていない18歳まで（一定の障がいがある場合は20歳未満）の児童を養育している母、または父、もしくは養育者に支給されます。※受給資格がなくなった場合は、速やかに届出をしてください。未届で受給を受けた場合、全額返還が必要です。

特別児童扶養手当

政令で定める障がいのある20歳未満の児童の監護・養育している父母のうち主に生計を維持している方、またはその代わりに養育している方が対象です。

※障がいの程度、住所、氏名などに変更があった場合は届出が必要です。

▷特別児童扶養手当の定例払い 8/10(月)

※両手当とも、公的年金受給や所得の状況などによって、支給に制限があります。

☎ 子育て支援課 ☎072-893-6406

児童手当制度および定例払い

高校3年生相当(18歳になって最初の3/31まで)の年齢までの児童を養育している方に支給します。未申請・書類不備等の方には支給ができませんので、心当たりのある方はお問い合わせください。次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。

▷出生等で子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)

▷転入したとき(転入した日の翌日から15日以内)

▷転出したとき

▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき

▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき

▷生計中心者が変更になったとき

▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

定例払い 8/14(金)

☎ 子育て支援課 ☎072-893-6406



特別障がい者手当・障がい児福祉手当

現在手当を受けている方(経過的福祉手当を含む)に、8月上旬に所得状況届提出の案内を送ります。提出が遅れたり、提出しなかったりした場合は、受給の遅れや受給できない場合があります。必ず期間中に手続きをしてください。

提出期間 8/12(水)～9/11(金)

※いずれも所得制限があります。施設入所等の要件により対象外となる場合があります。

特別障がい者手当

対象 20歳以上で、重度障がいの重複等著しく重度で継続する身体・知的・精神障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な方

支給額 月3万450円(年4回支給)

障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、身体または精神に著しく重度で継続する障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な方

支給額 月1万6,560円(年4回支給)

☎ 障がい福祉課 ☎072-893-6403

就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験



病気等やむを得ない理由で就学義務を猶予または免除された方が、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格すると高校への入学資格が与えられます。受験資格や出願書類等、詳細はHPをご覧ください。

試験日 10/15(木)

会場 府立労働センター

受験案内配付・願書受付期間 8/21(金)まで

☎ 学校教育課 ☎072-810-0522



税・保険・年金

市税の納期限

市・府民税第2期分の納期限は8/31(月)です。期限までに納めてください。

☎ 収納管理課 ☎072-892-0121

国民年金手続きの 電子申請ができます



国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請で、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。マイナンバーカードとマイナポータルの利用登録で、24時間365日、スマートフォンやパソコンから利用できます。また、処理状況や結果も確認できます。詳細はHPをご覧ください。

☎ 枚方年金事務所 ☎072-846-5011

☎ 医療保険課 ☎072-892-0121



募集

まちづくり市民提案型 事業補助金 追加募集



地域課題の解決のために市民活動団体等が自主的に取り組む公益性の高い提案事業に、経費の一部を補助します。詳細はHPをご覧ください。

補助限度 20万円(補助率1/2)

申請期間 8/3(月)～21(金)

申込・☎ Eメールまたは地域振興課

☎ 072-892-0121 **✉** sinkou@city.katano.osaka.jp

中学生・高校生の税についての作文

税への関心・理解を深めてもらうために募集します。優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

作品の規格 1人1編(作品の返却不可)で、作文の冒頭に題名・学校名・学年・氏名(ふりがな)を、末尾に応募者の住所(学校を通じて応募する場合は不要)を記載

※優秀作品は学校名・名前等とともに国税庁HP・国税当局広報誌等で広く発表します。

中学生の部

テーマ 税に関すること

文字数 1,200字以内

申込 9/3(木)までに学校を通じてまたは直接枚方税務署

高校生の部

テーマ 税の意義と役割について考えたこと

文字数 800～1,200字以内

申込 9/7(月)までに学校を通じてまたは直接枚方税務署

☎ 枚方税務署 ☎072-804-0251

税に関する小学生の習字

税に関する習字作品を募集します。優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

対象 小学生

テーマ 税に関するもの

作品の規格 半紙を使用し、1人1作品(作品の返却不可。作品の左側に学校名・学年・氏名を明記)

申込・☎ 9/7(月)までに学校を通じて、または直接枚方税務署 ☎072-804-0250

にこにこチャレンジ教室(短期 集中型サービスC事業)の利用者



体力や生活動作に不安がある方に、リハビリ専門職等が一人ひとりに合った指導を行います。※体に触れるリハビリは行いません。

対象 事業対象者、要支援1・2の認定をお持ちの方
※他のリハビリサービスの利用者を除く

費用 無料

訪問型

訪問回数 9/1(水)～9/31(水)のうちの3か月間、月1回訪問(計3回)

定員 50人(先着)

通所型

通所回数 9/6(日)～11/22(日)のうちの3か月間、月4回通所(計12回)

場所 ゆうゆうセンター、私部会館、倉治公民館、星田会館

定員 12人(先着)

申込・☎ 8/24(月)までに、HPまたは窓口で配布する申込用紙に記載の上、高齢介護課 ☎072-893-6409

心の輪を広げる体験作文・ 障がい者週間のポスター

障がいのある方とない方との心のふれあい体験をつづった作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には賞状等を贈呈します。

▷**作文** 400字詰め原稿用紙(縦書き)小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字やEメールでの応募可

▷**ポスター** 小・中学生のみ。B3または四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)

申込・☎ 9/2(水)(必着)までに作品を郵送または持参
府障がい福祉企画課企画調整グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
☎ 06-6941-0351